

ソ連関係については詳細が明かでないが、受刑者の大部分は資本主義援助、諜報、細菌戦関係などで敵罰に処せられ服役した。

連合関係法務関係服役者は昭和33年5月30日米関係者を最後に全員出所し長い歴史を閉じたのである。

かえりみて戦後戦犯者に対する批判は冷厳なるものがあった。これがため、留守家族に対しても特別な法的援護はできなかったのであるが、県は法務関係者留守宅を訪問し、日常生活の実態の調査と慰撫激励、情報の交換に努めるとともに、市町村、関係団体と密に連絡をとり物心両面にわたる留守家族の援護に遺憾なきを期するとともに巣鴨プリズンを訪ね、抑留者に対しては慰問品や慰問文を贈り慰撫激励に努めた。

3 引揚援護

(1) 受入れ援護

引揚者の受け入れ援護は引揚船のなかから始り、上陸地において関係者の出迎えのうちに引揚船が入港、引揚者たちは万死に一生を得て祖国に帰ることのできた喜びを胸に秘め静かにタラップを降り、同胞一人一人が進駐軍の武装兵の入国検査を受けた。

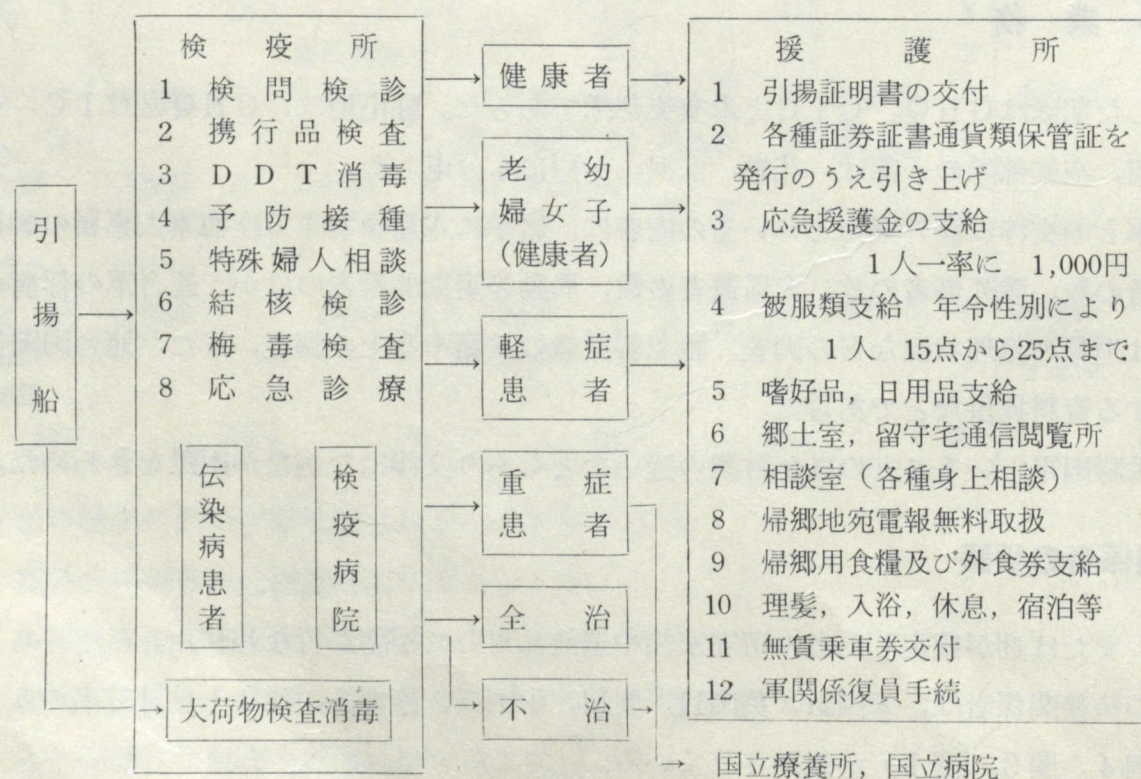
しかし、異郷の地ですでに死亡した家族の遺骨を抱えてさびしく引き揚げてくる人も多くいた。

一日千秋の思いでかけがえない肉親を待ちわびた留守家族たちは、再会を喜び肩をたたき手を取り抱き合い感激の対面である。

一方待ちに待った肉親の姿が見あたらず悲憤にあいいでいる妻、ぼう然と立ちすくんでいる老親など思いはさまざま筆舌にはつくしがたいものがあった。

(2) 帰国手続

引揚者たちは、税関検査、検疫、健康診断、復員(引揚)手続きあるいは、持ち帰った戦友の遺骨や遺品などの引継ぎをすませ、割当られた宿舎に案内され旅装を解き、入浴、散髪、携帯品の整理留



守宅に上陸第一報を打電するものや手紙を書くもの、売店で衣類や日用品、化粧品、郷土産品などを買い求めるものもいた。

昭和24年4月現在における上陸から帰郷までの業務は前図のとおりである。

(3) 郷土室

昭和23年後半から引揚援護局(舞鶴)の相談室の一部に郷土室が設けられた。

郷土室には、郷土の戦災状況、復興の現況や、定着援護の資料を展示し、県職員を駐在させて、主とし次のような業務にあたった。

- 1 関係帰還者の掌握
- 2 留守宅状況の連絡
- 3 定着援護についての説明
- 4 要保護者の資料収集とその処置
- 5 未帰還者資料の収集
- 6 出迎え家族の世話
- 7 各種相談
- 8 車中援護

岩手県の郷土室でも帰還者に慰問品を贈呈し労をねぎらい、さらに定着後の子弟の教育、住宅、就職等当面緊急に解決を要する問題について相談に応じ、また、郷土の銘酒で盃を重ね、ソ連や満蒙における苦しい生活あるいは内地の状況等を話しあい、いささかでも心の安らぎを与えるように努めたのである。

(4) 車中援護

援護物資や乗車券、諸手当の支給を受け、身を潔め、労を慰やした引揚者たちは、方面別、道府県別に分けられ、帰国列車に塔乗し、引揚援護局や地元各種関係団体の見送りを受け一路なつかしの故郷に向った。

各指定列車には、輸送指揮官、指導員が配置され、車内での問診や人員点呼後引揚者たちは、手廻り品や環境の整理をするもの、あるいは窓ごしに祖国の山野を眺めているもの、酒を汲み交わしているグループ、小唄を口ずさむという余裕たっぷりなもの、疲れきって眠り続けているもの、帰国の喜びとは別に、長い空白の不安、特に定着後の生活設計を真剣に語りあっているものもいた。

一方通過各駅では、日赤や留守家族団体、留守家族たちが昼夜を問わず出迎えや湯茶の接待、慰撫激励するなど暖かい愛の手がのべられていた。

(5) 駅頭援護

引揚者が到着しあるいは通過する県下各駅には、地元県の出先機関や市町村、日赤支部、未帰還者留守家族、海外残留同胞引揚促進同盟、引揚者厚生連盟、在外父兄救出学生同盟、日本婦人会、厚生婦人会、あるいは県同胞援護会、県国民運動本部、愛の運動協議会等関係団体代表は酷寒、炎暑、風雨風雪を克服して昼夜を問わず駅頭に出迎え、あるいは歓送し、留守家族や引揚者との連絡、案内、誘導等につとめるのほか、未帰還者に関する生死、消息等情報の交換、収集、慰問品を贈呈し、引揚者を慰撫激励するとともに湯茶の接待等にあたった。

特に日赤支部では、救護看護婦を盛岡駅に常駐させ、応急医療に任ずるほか、重症者は日赤病院に收容するなど、積極的に協力していた。

また、県在外父兄救出学生同盟では、盛岡駅前に休憩所を設け、県や市町村、関係団体と密に連絡をとり、引揚者の宿泊、休憩等の便宜供与と乗りかえ列車への案内、留守家族や関係市町村への情報の提供、未帰還者の生死に関する情報の収集等に積極的に活動していた。

一方引揚者は、そのときどきによって多少の相違があるが、上陸地において支給された、軍服や戦闘帽、あるいは、よれよれになったレーニン帽や色あせた衣服を着たものもいた。

(6) 定着援護

引揚者のうち地縁人縁のない、いわゆる無縁故者に対しおおよそ次のような援護措置がとられた。

住宅のない引揚者に対しては、昭和21年から23年頃までの間は旧兵舎等、遊休公共の施設を改造して收容していたが、その後政府の補助事業として、昭和23年から昭和28年までの間に盛岡市ほか21市町村に対し761戸を建築し收容した。

なお、引揚者のうち生活困窮者に対しては当面緊急に必要とする厨房品や衣料品、その他応急家財を支給していた。

また、引揚者の就職については公共職業あっせん採用が中心となり県はもとより市町村および関係団体が一体となり職業あっせんにつとめていたが、求人開拓は極めて困難な事情にあったので、大陸において開拓農業経験者の多くは開拓地に入植した。

第3-2表 市町村別年度別引揚者住宅建設戸数

市 町 村	昭和23年度	昭和24年度	昭和25年度	昭和28年度	計
盛岡市	170	10	70	10	260
花巻市	100	16	20		136
釜石市			10	4	14
宮古市		10			10
大船渡市		5	10		15
水沢市	100	5	20	8	133
北上市		16	10	5	31
久慈市		10			10
遠野市		10			10
江刺市	4	5		2	11
岩手町		26	5		31
紫波町		10			10
大迫町			4		4
東和町		8			8
前沢町			5		5
金ヶ崎町		39	5		44
千厩町			6		6
大東町				2	2
一戸町			5		5
衣川村		11			11
沢内村		3			3
江釣子村		2			2
計	374	186	170	31	761

4 未帰還者の調査

終戦後間もなく開始された南方方面や、中国本土からの引揚げは、昭和22年末までに大量の引揚げが行なわれ、連日、中共からの引揚げは昭和21年から計画的に行なわれた。これらの引揚げ期間内に帰れなかったいわゆる未帰還者は、幾多の困難があってもやがて数年後には必ず帰還することができ、また帰還者によって生死に関する消息が容易に判明するものと期待していた。

一方復員官署も引揚業務に忙殺され、未帰還の調査は帰還者のもたらした死亡資料の入手程度にとどめ、積極的な消息調査は行なわれなかった。

しかるに、南方や中国本土から復員の大部分は終わったというものの留守家族の期待に反し、なお、多くの未帰還者があることが明かとなり、未帰還者問題は、世の人の関心を高め、強い世論となって現れた。

ここにおいて政府は業務の重点を未帰還者調査に切り換え、総力をあげて調査究明につとめるとともに、昭和28年末帰還者留守家族等援護法（別項参照）を公布し、未帰還者の調査究明と帰還促進は、国の業務であることを明かにした。

なお、一般邦人の取り扱い従来外務省が行なっていたが、昭和29年、未帰還調査部が継承し行なうことになった。

県としても、国の行なう全国調査、究明会議等への参列はもちろん参考人等の招致、留守宅等の探訪、未帰還者等の通信、窓口相談業務の強化等、国の施策に呼応調査究明に努力した。

戦後すでに26年の歳月を経た今日、なお戦後処理は解決していない。昭和46年6月末現在の未帰還者は84名に及んでおり、このうち軍人は陸軍関係5、海軍関係1、邦人78名となっている。これら未帰還者の調査究明は国・県ともども積極的に推進を図っているところであるが、留守宅の心情を思うときまことに憂慮に堪えない、1日も早い解決が望まれる。

勝ち戦さであった日露戦争の戦後処理に50年を要したということであり、ましてや今次戦争は敗戦ということで終戦を迎え、しかもその戦いの場所は広大なアジア全域に及んでおり、いまだ国交を回復していないというような特別な事情もあり、かつ長い年月の経過もあって調査究明には困難をきわめているのが現状であるが、あらゆる困難を排して留守宅の意にそうよう努力しなければならない。

5 戦死（病没）者の処遇

調査究明の結果死亡事実が確認された場合、死亡公報を発令し、遺骨や、遺留品を遺族に伝達するとともに靖国神社に合祀された。

死亡公報は、陸海軍部隊や帰還者ももたらした資料、あるいは、調査究明の結果死亡事実が確認されたもの、死亡事実が確認されないが当時の戦況等から判断して死亡と推定される資料のあるもののうち、留守家族から特別に審査願いたい旨の願出があった場合、厚生大臣が出願者の特別の事情を考慮し、審査の結果死亡と認定された場合は死亡公報が発令された。

また、未帰還者のうち民法第30条の規定により戦時死亡宣告が確定した場合は、戦時死亡宣告が確定した旨が通知される。

いずれの場合でも公報通知を受けた市町村長は職権をもって戸籍から除籍することになっている。
死亡公報や戦時死亡宣告が確定されて戦没者の遺骨（遺骨や遺品などが無い場合は霊壘）は計画的（遺族の希望によっては随時）に遺族に伝達される。

伝達式は、遺族をはじめ関係者列席のもとに、知事または代理者が御霊にお別れの言葉を述べられ、参列者は霊前に花束を献げ英霊の冥福を祈り、ついで遺骨を遺族に伝達された。

遺骨伝達が終わった英霊は、靖国神社や岩手護国神社に合祀され永久の眠りにつかれるのである。
年度別公報発令状況は次のとおりである。

第3-3表 年度別陸海軍別公報発令状況

	陸 海 軍 別		備 考
	陸 軍	海 軍	
昭和12年	16		16
13	71		71
14	119		119
15	147		147
16	122		122
17	552	277	829
18	1,380	436	1,816
19	1,681	1,198	2,879
20	1,855	1,828	3,683
21	5,783	1,596	7,379
22	7,921	1,331	9,252
23	2,250	95	2,345
24	489	14	503
25	148	7	155
26	102	7	109
27	140	2	142
28	115	2	117
29	142		142
30	140		140
31	156		156
32	206		206
33	258		258
34	41		41
35	88		88
36	68		68
37	98		98
38	78		78
39	39		39
40	17		17
41	6		6
42	4		4
43	6		6
44	10		10
45	1		1
計	24,249	6,793	31,042

注 1 本表は聯隊区司令部、地方世話部、県等を通じて公報発令が行なわれたものがある。
2 内地帰還後病院等において死没されたものは含まれない。

6 生還者の処遇

死亡公報が発令され、あるいは戦時死亡宣告が確定し、遺骨伝達や靖国神社に合祀された英霊が生還された例がある。本県の場合約100名の陸海軍人がこのような運命をたどっている。

このような事実をみても過ぎし大戦がいかに凄惨苛烈であったか、復員業務がいかに難事であったかを如実に物語っている。

なお、生存帰還者あるいは、生存事実が判明した場合は、本人または関係者の請求によって死亡公報や戦時死亡宣告が取消され、復籍することになっている。

第3節 援護法等における援護の状況

1 戦傷病者戦没者遺族等援護法

(昭和27年法律第127号)

(1) 法律の趣旨

この法律は、軍人軍属等の公務上の負傷もしくは疾病、または死亡に関し、国家補償の精神にもとづいて、軍人軍属等であったもの、または、これ等のものの遺族を援護することにある。

(2) 概 要

終戦時までは、軍人や文官が公務上傷病をうけ、これにより障害をのこし、または死亡した場合には本人またはその遺族に対し恩給法による傷病恩給または公務扶助料が支給されてきたのであるが、終戦に伴ない、連合国側から「軍人またはその遺族であることにより一般の困窮者を差別し優遇されるというこの制度は好ましくない」という覚書が発せられ、これにもとづく昭和21年2月1日「恩給法の特例に関する件」(昭和21年勅令第68号)により、いわゆる軍人恩給は廃止制限をみるに至った。

しかしながら昭和26年に入り平和条約の内容が論議され、独立後のわが国のあり方が深刻な問題としてとりあげられるに伴い、戦没者遺族等に対する処遇問題も論議が重ねられ、その結果昭和27年3月戦傷病者戦没者遺族等援護法案として国会に提出されるに至った。

提出法案は、援護の対象の拡大等につき若干の修正が加えられた末、同年4月25日に成立、同月30日付けをもって公布され、同月1日に遡って適用されたのである。

上記のようにして制定をみた本法の対象としては、まず昭和21年勅令第68号により恩給を廃止された軍人およびその遺族であり、次に戦地勤務の雇員、傭人等の有給軍属およびその遺族(内地勤務の者については、旧陸海軍共済組合等の権利義務を承継する「旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法」という法律によりすでに処遇の途が開かれていた。)とされた。また援護の内容としては、戦傷病者に対しては障害年金の支給、更生医療の給付および補装具の支給等を行ない、戦没者の遺族に対しては遺族年金および弔慰金(昭和16年12月8日以後にうけた傷病による死亡者に限られた。)の支給を行なうこととされた。

なお、旧国家総動員法にもとづく被徴用者、総動員業務の協力者等の遺族についても軍人軍属に準

じ、弔慰金を支給することとされた。

本法制定後においては弔慰金および障害年金の支給範囲の拡大、準軍属の遺族に対する遺族給与金の支給、遺族一時金の支給、公務範囲の拡大、ならびに遺族の範囲の拡大等逐年法律改正が行なわれている。

(3) 援護の内容

ア 援護の対象

(ア) 軍人

もとの陸軍または海軍の現役、予備役または補充兵役にあった者
国民兵役にあった者で召集された者および志願により国民軍に編入された者

(イ) 準軍人

もとの陸軍の見習士官、各種候補生、勅令で指定された学生生徒
もとの海軍候補生、見習尉官、勅令で指定された学生生徒

(ウ) 文官

もとの陸軍または海軍部内の警部、監獄看守長、警査、巡査、警守、監獄看守
もとの陸軍または海軍部内の高等文官

A 判任文官

もとの陸軍関係、属、技手、通訳生、書記、看護婦長、通訳等
もとの海軍関係、医員、属、書記生、書記、通訳、技手、監獄書記等

B 従軍文官

陸海軍の部隊に配属された文官で軍事勤務に服したものの

(ニ) 軍属

A 部内有給軍属

もとの陸軍または海軍部内で、いわゆる軍属という呼称を与えられていた、嘱託員、雇員、傭人、
工員または鉱員等

日本赤十字社令にもとづいて、もとの陸軍または海軍から給与を支給されていた日赤救護員（救護看護婦）等

もとの逓信省、鉄道省等の有給嘱託員、雇員、傭人等がそれ等の身分を保有したまま、もとの陸海軍に配属され事変地または戦地において勤務していた者（配属雇傭人）

B 船舶運営会船員

旧国家総動員法に基づいて設立された船舶運営会の運航する船舶の乗組員

C 満鉄軍属

もとの陸軍または海軍の指揮監督のもとに、軍人軍属と同様の業務にもっぱら従事していた南満洲
鉄道株式会社、または国策会社の職員（9社がある）

(オ) 準軍属

A 旧国家総動員法にもとづく被徴用者または総動員業務の協力者

B もとの陸海軍の要請にもとづく戦闘参加者

C 国民義勇隊の隊員

D 満洲開拓青年義勇隊の隊員

E 特別未帰還者

F 防空監視隊の隊員

イ 在職期間

(ア) 軍人

A 現役軍人

任官のとき、または入営もしくは入団したときから現役をはなれ、または復員したときまでの期間。

B 非現役軍人

召集により部隊編入または志願によって軍人たる勤務についたときから、召集された者については召集解除または復員のとき、志願により軍人たるの勤務に服した者については解職または復員までの期間。

C 準軍人

戦務、戒厳地境内の勤務または外国の鎮じゅに服したときからその勤務を終るまでの期間（ただしもとの陸軍の見習士官またはもとの海軍の候補生もしくは見習尉官については、その身分を有していた期間。）

D 文官

任官のときから免官、退官、失官または復員までの期間。

(イ) 軍属

B 部内有給軍属

(A) 事変地または戦地勤務中の期間

昭和12年7月7日（いわゆる日華事変の開始の日）以後における事変地または戦地勤務を命ぜられた日から、その勤務を解かれた日までの期間。

(B) 未復員中の期間

昭和20年9月2日以後引続き海外にあって復員するまでの期間。

B 船舶運営会船員

(A) 戦地勤務中の期間

戦地勤務を命ぜられた日から、勤務を解かれた日までの期間。

(B) 未帰還中の期間

昭和20年9月2日以後引続き海外にあって、帰還するまでの期間。

C 満鉄軍属

(A) 事変地または戦地勤務の期間

昭和12年7月7日以後期間を定めず、または1カ月以上の期間を定め事変地または戦地勤務を命ぜられた日から、その勤務を解かれた日までの期間。

(B) 抑留中の期間

軍の業務に専従していたことを理由として、昭和20年9月2日以後引続き海外において抑留されて

いた期間。

ウ 公務傷病

法文上において「公務上負傷し、または疾病にかかり。」ということは、法律上による各種の援護を行なうべき基本的要件として、すべてに通ずるものであるが、何が公務傷病であるかについては、行政実例を参照しつつ具体的な事例について個々に判定するほかはなく、抽象的にいえば、軍人軍属としての公務遂行とその受けた傷病との間に、相当因果関係が認められるときは、その傷病を公務傷病とすることができるものである。

準軍属の傷病について公務傷病とみなす場合は、被徴用者等が業務上傷病にかかった場合。満洲開拓青年義勇隊の隊員、または特別未帰還者にあつては、その者が自己の責によらない事由により傷病にかかった場合で厚生大臣が業務上の傷病と同視することを相当と認めるときに公務傷病とみなされるのである。

エ 援護の種類

- (ア) 障害年金および障害一時金の支給（軍人軍属または準軍属）
- (イ) 遺族年金および遺族給与金の支給（軍人軍属または準軍属の遺族）
- (ウ) 弔慰金の支給（軍人軍属または準軍属の遺族）
- (エ) 遺族一時金の支給（軍人軍属または準軍属の遺族）

オ 遺族の範囲

(ア) 遺族年金または遺族給与金を受ける遺族の範囲は、死亡者の死亡当時における配偶者（いわゆる内縁関係にあつたものを含む）子、父、母、孫、祖父、祖母、入夫婚による妻の父および母ならびに死亡した者の死亡の当時において死亡した者の父または母と同視すべき状況にあつたものと援護審査会が議決（いわゆる事実上の父母）した者。

(イ) 弔慰金を受ける遺族の範囲は、死亡した者の死亡当時における配偶者、子、父母、孫、祖父、母、兄弟姉妹および三親等内の親族であつて、この順位により死亡者1人につき先順位にある者のみに支給されるが、配偶者、子、孫、兄弟姉妹にあつては本法施行前に遺族以外の者の養子または遺族以外の者と婚姻したものは後順位となる。

(ウ) 遺族一時金を受ける遺族の範囲は、死亡した者の死亡当時における配偶者、子、父母、孫、祖父母、入夫婚による妻の父母および事実上の父母で、死亡者と生計関係のあつたもの。

カ 弔慰金および遺族一時金の額

(ア) 弔慰金は一時金でありその額は死亡者1人につき、軍人軍属の遺族にあつては5万円、準軍属の遺族にあつては3万円を10年以内に償還すべき記名国債（利率年6分）で交付

(イ) 遺族一時金の額は、死亡した者1人につき軍人軍属の遺族にあつては10万円、準軍属の遺族にあつては7万円を現金で支給

(4) 異議申立および申立の期間

戦傷病者戦没者遺族等援護法による障害年金、障害一時金、遺族年金、遺族給与金、弔慰金および遺族一時金に関する行政庁の処分不服がある者は、処分の通知を受けた日の翌日から1年以内に異議申立を行なうことができる。

(5) 時効

障害年金、障害一時金、遺族年金、遺族給与金、弔慰金または遺族一時金を受ける権利は、7年間これを行使しないときは時効によって消滅する。

(6) 処理の状況

昭和27年4月戦傷病者戦没者遺族等援護法の施行により、旧軍人軍属であつたものの戦傷病者、および戦没者等の遺族に対する援護がなされることとなつたのであるが、昭和21年2月勅令第68号、いわゆる軍人恩給の廃止制限以来の復活であり、戦後7年間何等の恩典に浴されなかつた戦傷病者、および戦没者等の遺族の心情を思い、遅滞なく援護の措置を講ずるため全力を傾注したものである。

幸い県においては兵籍、戦時名簿が保管されてあつたためその事務が比較的容易に進められたのであるが、対象総数3万5千件に上る膨大な作業であり、この業務に必要とする戦傷病者、戦没者等個々の資料は必ずしも完備されていなかつたので公的資料の整備には幾多の困難を伴つたのである。

本法制定後において、予想された軍人軍属に対する恩給が、昭和28年8月法律第155号により復活し、これに対応し遺族等援護法の改正が行なわれ、以後27次に及ぶ法律改正が行なわれたことにより本法の内容が複雑多岐にわたり、加えて要求される公的立証資料の保管はなく困難をきわめたのであるが、各市町村および岩手県遺族連合会の協力によりこの事務を進めている。

本法施行以来の陸海軍、年度別処理（裁定）状況は次のとおりであり、市町村別処理（裁定）状況は別表資料、第11、第12、第13のとおりである

第3-4表 軍人軍属準軍属、障害年金陸海軍年度別裁定状況

区分→ 年度別↓	陸 軍				海 軍				陸 海 軍 の 合 計			
	裁 定	却 下	未 裁 定	計	裁 定	却 下	未 裁 定	計	裁 定	却 下	未 裁 定	計
昭27~39	22	23	3	48	28	16	5	49	50	39	8	97
昭 40	2	1	1	4	3	1	1	5	5	2	2	9
昭 41	1	4	—	5	0	1	—	1	1	5	0	6
昭 42	1	1	—	2	1	—	2	3	2	1	2	5
昭 43	1	1	—	2	1	—	2	3	2	1	2	5
昭 44	1	—	2	3	1	—	1	2	2	—	3	5
昭 45	—	—	2	2	0	—	—	—	—	—	2	2
計	28	30	8	66	34	18	11	63	62	48	19	129

注 1 障害年金の裁定は、将来その者の不具廃疾が回復したまたはその程度が低下することがあると認めるときは、5年以内の期限を附して（有期）裁定され、不具廃疾の程度が固定している者の場合は期限を附すことなく（無期）裁定される。

2 有期裁定を受けた者は給与の終期までに不具廃疾が回復しないときは、継続支給請求を行なうものである。

第3-5表 軍人軍属、障害一時金陸海軍年度別裁定状況

区分→ 年度別↓	陸 軍				海 軍				陸 海 軍 の 合 計			
	裁 定	却 下	未 裁 定	計	裁 定	却 下	未 裁 定	計	裁 定	却 下	未 裁 定	計
昭27~39	19	2	—	21	2	—	—	2	21	2	—	23
計	19	2	—	21	2	—	—	2	21	2	—	23

第3-6表 軍人軍属，弔慰金請求書陸海軍年度別受付処理状況

区分⇒ 年度別↓	陸 軍				海 軍				陸 海 軍 の 合 計			
	受 付	処 理		整備中 のもの	受 付	処 理		整備中 のもの	受 付	処 理		整備中 のもの
		進 達	送 付			進 達	送 付			進 達	送 付	
昭27~39	23,859	22,698	1,134	27	6,976	6,645	322	9	30,835	29,343	1,456	36
昭 40	14	21	1	19	7	9	1	6	21	30	2	25
昭 41	92	95	4	12	16	16	2	4	108	111	6	16
昭 42	131	118	5	20	12	8	1	7	143	126	6	27
昭 43	72	75	3	14	7	8	2	4	79	83	5	18
昭 44	68	71	3	8	6	7	—	3	74	78	3	11
昭 45	43	12	—	39	13	1	—	15	56	13	—	54
計	24,279	23,090	1,150	—	7,037	6,694	328	—	31,316	29,784	1,478	—

第3-7表 軍人軍属，遺族年金請求書陸海軍年度別受付処理状況

区分⇒ 年度別↓	陸 軍				海 軍				陸 海 軍 の 合 計			
	受 付	処 理		整備中 のもの	受 付	処 理		整備中 のもの	受 付	処 理		整備中 のもの
		進 達	送 付			進 達	送 付			進 達	送 付	
昭27~39	18,674	17,749	887	38	4,357	4,141	202	14	23,031	21,890	1,089	52
昭 40	98	101	4	31	26	27	1	12	124	128	5	43
昭 41	159	152	8	30	47	41	2	16	206	193	10	46
昭 42	148	147	7	24	32	38	1	9	180	185	8	33
昭 43	94	95	4	19	21	23	—	7	115	118	4	26
昭 44	79	81	4	13	14	15	1	5	93	96	5	18
昭 45	28	27	1	13	9	3	—	11	37	30	1	24
計	19,280	18,352	915	—	4,506	4,288	207	—	23,786	22,640	1,122	—

第3-8表 準軍属，弔慰金請求書陸海軍年度別受付処理状況

区分⇒ 年度別↓	陸 軍				海 軍				陸 海 軍 の 合 計			
	受 付	処 理		整備中 のもの	受 付	処 理		整備中 のもの	受 付	処 理		整備中 のもの
		進 達	送 付			進 達	送 付			進 達	送 付	
昭27~39	644	508	112	24	118	103	6	9	762	611	118	33
昭 40	21	18	4	23	4	5	—	8	25	23	4	31
昭 41	18	20	5	16	6	7	1	6	24	27	6	22
昭 42	34	28	7	15	3	3	—	6	37	31	7	21
昭 43	12	7	2	18	5	4	1	6	17	11	3	24
昭 44	22	15	4	21	6	5	—	7	28	20	4	28
昭 45	17	7	1	30	5	—	—	12	22	7	1	42
計	768	603	135	—	147	127	8	—	915	730	143	—

第3-9表 準軍属，遺族給与金請求書陸海軍年度別受付処理状況

区分⇒ 年度別↓	陸 軍				海 軍				陸 海 軍 の 合 計			
	受 付	処 理		整備中 のもの	受 付	処 理		整備中 のもの	受 付	処 理		整備中 のもの
		進 達	送 付			進 達	送 付			進 達	送 付	
昭34~39	276	228	36	12	51	46	2	3	327	274	38	15
昭 40	19	21	3	7	5	6	—	2	24	27	3	9
昭 41	31	25	4	9	11	7	1	5	42	32	5	14
昭 42	34	33	5	5	4	5	—	4	38	38	5	9
昭 43	23	17	3	8	7	5	—	6	30	22	3	14
昭 44	32	28	5	7	8	6	—	8	40	34	5	15
昭 45	24	9	2	20	3	2	—	9	27	11	2	29
計	439	361	58	—	89	77	3	—	528	438	61	—

第3-10表 軍人軍属準軍属，遺族一時金請求書陸海軍年度別受付処理状況

区分⇒ 年度別↓	陸 軍				海 軍				陸 海 軍 の 合 計			
	受 付	処 理		整備中 のもの	受 付	処 理		整備中 のもの	受 付	処 理		整備中 のもの
		進 達	送 付			進 達	送 付			進 達	送 付	
昭 39	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
昭 40	17	7	1	9	1	1	—	—	18	8	1	9
昭 41	18	10	1	16	1	1	—	—	19	11	1	16
昭 42	11	14	2	11	2	1	1	—	13	15	3	11
昭 43	14	10	1	14	—	—	—	—	14	10	1	14
昭 44	23	17	1	19	1	1	—	—	24	18	1	19
昭 45	14	12	—	21	2	1	—	1	16	13	—	22
計	97	70	6	—	7	5	1	—	104	75	7	—

2 恩給法（旧軍人軍属関係）

（大正12年法律第48号）

(1) 制定の趣旨

わが国の恩給制度は、明治初年以來、それぞれの公務員の種別ごとに規制されてきたために複雑多岐にわたり、不統一のものであった。そこで、各種恩給の統一改善を図るため、現在の恩給法が大正12年4月14日法律第48号をもって公布され、同年10月から施行されたものである。

しかし、第二次大戦の終結に伴い、旧軍人軍属の恩給は、連合国最高司令官からの指令に基づき、昭和21年2月1日勅令第68号をもって「恩給法の特例に関する件」を公布施行し、わずかに、重度（第6項症以上）の戦傷病者だけが、極めて僅少額ながら継続され、その他遺族の扶助料等全面的に廃止制限された。

その後、昭和27年4月、平和条約の発行に伴い、戦争犠牲者補償の機運が高まり、ようやく恩給復活の世論が深まってきたのである。

政府は、恩給復活までの暫定措置として昭和27年4月30日法律第127号をもって「戦傷病者戦没者

遺族等援護法⁷を公布施行し、同年6月、総理府に恩給法特例審議会を設置して、旧軍人軍属およびその遺族の恩給に関する重要事項を調査審議させることとした。

そこで、審議会は慎重審議の結果、特に軍人については、⁷厳格な服務規律のもとに、転職の自由もなく、しかも在職中の給与は在職中の生活を維持する程度のものであり、老令者、傷病者、死亡した者の遺族等経済上の取得能力の失った者は、在職中の給与はこれを十分補うことはできない。国が使用者としての立場からこれを補うのが恩給制度の本旨であるから、旧軍人軍属および遺族の現状を察し、すみやかに、これに相当の恩給を給すべきである⁷とし、敗戦後の窮迫した国家財政を考慮して旧軍人等の恩給廃止制限前の恩給の内容を相当に改変したものと旧軍人軍属および遺族に恩給を給すべきことを認め、これを政府に答申したのである。

政府は、この答申の趣旨に基づいて、昭和28年8月1日法律第155号をもって⁷恩給法の一部を改正する法律⁷を公布、施行し、同時に昭和21年勅令第68号⁷恩給等の特例に関する件⁷は廃止されるに至ったのである。

その後、戦地加算の復活、加算範囲の拡大等逐次改正され、廃止制限前の軍人恩給に近づきつつある。

(2) 援護の内容および経過

恩給法における援護には次のような種類がある。

ア 普通恩給

兵、下士官は在職年（加算年を含む）12年以上、准士官以上は13年以上のもの

イ 一時恩給

引続く実在職年が7年以上であって、普通恩給の年限に達しないもの

ウ 増加恩給

恩給法第49条の2に規定する不具廃疾の程度にある戦傷病者および法律第155号附則第22条第1項に規定する第7項症の戦傷病者

エ 傷病年金

法律第155号附則第22条第1項に規定する第1款症から第4款症までの戦傷病者

オ 傷病賜金

法律第155号附則第22条第1項に規定する第7項症および第1款症から第4款症までの戦傷病者が、選択した場合

カ 普通扶助料

普通恩給権者が死亡した場合、その遺族

キ 一時扶助料

一時恩給権者が死亡した場合、その遺族

ク 公務扶助料

公務による負傷または疾病が起因して死亡した者の遺族

改正の経過

法 律	改 正 の 内 容	適 用 年 月 日
昭和21年 勅令第68号	全(除傷恩の一部)給 1 旧軍人軍属に対する恩給の廃止 (1) 普通恩給 (2) 一時恩給 (3) 扶助料 (4) 一時扶助料 (5) 7項症の増加恩給 (6) 傷病年金 (7) 3目症、4目症の傷病賜金 2 旧軍人軍属の在職年は恩給在職年に算入されない。	昭 21. 2. 1
昭和28年 法律第155号	普 通 恩 給 1 廃止された旧軍人軍属の恩給の復元 (1) 実在職年（引続き7年以上）が最短恩給年限に達するもの (2) 勅令第68号施行前の恩給既裁定者 (3) 現に増加恩給を受ける者 2 未帰還公務員の恩給 (1) 昭和28. 7. 31現在最短恩給年限に達する者は同日まで在職年に算入 (2) 昭和28. 7. 31現在最短恩給年限に達しない者は達するまで在職年に算入 3 戦犯拘禁者の恩給 戦犯として有罪の判決を受けたもので1に該当する者には普通恩給を支給する。	昭 28. 4. 1 帰 国 の 日 昭 28. 4. 1
	扶 助 料 1 扶助料の権利取得 (1) 勅令第68号施行前の扶助料既裁定者及びその後順位者 (2) 法施行前の公務死亡者の遺族 (3) 生存していたら普通恩給に該当するものの遺族	昭 28. 4. 1
	一 時 恩 給 1 一時恩給の権利取得 (1) 旧軍人として引続く実在職年7年以上最短恩給年限未滿の者 (2) 旧軍属から旧軍人に転じた者で、引続く実在職年7年以上最短恩給年限未滿の者	昭 29. 1. 1
	一 扶 助 時 料 1 一時扶助料の権利取得 引続く7年以上の実在職年を有し最短恩給年限に達しない旧軍人で平病死した者の遺族	
	傷 病 恩 給 1 増加恩給 (1) 昭28. 8. 1前の公務傷病で1款症（旧7項症）のものに増加恩給及び普通恩給を支給する。 (2) 妻ならびに退職当時から引続き生計を共にしている祖父母、父母、未成年の子に1人4,800円が加給される。 2 傷病年金 昭28. 8. 1前の公務傷病で2款症～5款症（旧1款症～4款症）のものに傷病年金を支給する。 3 傷病賜金 1款症～5款症（旧7項症～4款症）については選択請求により傷病賜金を受けることができる。この場合は増加恩給又は傷病年金は支給されない。	昭 29. 4. 1 昭 29. 4. 1 昭 29. 4. 1

法律	改正の内容		適用年月日
昭和29年 法律第200号	全 恩 給	1 戦犯拘禁中の者の恩給 拘禁中の者の家族(妻, 子, 父母, 祖父母)が本人に代り 請求できる。	昭 29. 4. 1
昭和30年 法律第143号	普普 恩扶	1 引続く1年以上7年未満の实在職年を通算することにより 恩給権の発生する者に最短恩給年限の恩給を支給する。	昭 30. 10. 1
	普一 恩恩 ・普一 扶扶	1 戦犯拘禁中の期間を在職年として算入される。ただし拘禁 前の在職年が普通恩給最短年限に達している者には算入され ない。拘禁前最短恩給年限に達していない者には最短年限に 達するまで算入される。	昭 30. 10. 1
	傷恩 ・公扶	1 戦犯拘禁中自己の責に帰することができない理由により負 傷し, または疾病にかかったときは公務により負傷し, また は疾病にかかったものとみなされる。	昭 30. 10. 1
昭和33年 法律第124号	普普 恩扶	1 引続く7年未満の在職年もすべて恩給の基礎在職年に算入 される。(通算改定)	昭 35. 7. 1
	傷 病 恩 給	1 階級差をなくし障害の程度に応じ増額される。 2 特別項症~2項症に年額24,000円の介護手当支給(特別加 給)	昭 33. 10. 1
		3 増加恩給受給者の退職後出生した子は新に加給の対象とな り, 退職前出生の子と合せて4人まで加給される。 4 加給年額は1人につき2,400円, ただし退職前出生の子が ないときは1人だけ4,800円となる。	昭 34. 1. 1
昭和34年 法律第140号	傷 病 恩 給	1 肺結核, 精神障害, 外傷性てんかんにかかる傷病恩給につ いて査定基準が定められた。 2 公務のため生殖機能を廃したことにより増加恩給を受ける 者の退職後養子となった未成年の子は, 他に子のない場合に 限り扶養家族とされる。	昭 34. 4. 1
昭和36年 法律第139号	普普 通扶 恩助 給料	1 加算年の復活 (1) 戦務加算 (2) 外国擾乱地 (3) 外国鎮戍 (4) 国境警備 (5) 理蕃加算 (6) 在勤加算 2 外国政府職員期間を恩給基礎在職年に算入することにより 恩給権を取得する場合, 最短恩給年限の恩給が支給される。	扶 助 料 昭 36. 10. 1 普 通 恩 給 昭 37. 10. 1
	恩傷 給病	1 増加恩給受給者の退職後出生した子の加給の制限を撤廃し て全員加給の対象となり加給の金額は従来どおり。	昭 37. 1. 1
昭和38年 法律第113号	普普 恩扶	1 外国特殊法人職員期間を外国政府職員期間の通算に準じて 恩給公務員期間に通算	昭 38. 10. 1
	傷恩 病給	1 増加恩給受給者の退職後出生の子の加給を員数に制限なく 4,800円に増額(職権改定)	昭 38. 10. 1
昭和39年 法律第151号	普普 通扶 恩助 給料	1 南西諸島における加算が新たに認められた。(19.10.10~ 20.9.2まで1カ月につき2カ月) 2 沖縄本島における加算が新たに認められた。(20.4.1~ 20.6.30まで1カ月につき3カ月)	昭 39. 10. 1

法律	改正の内容		適用年月日
	傷恩 病給	1 傷病年金受給者には扶養家族加給が認められていなかった が妻だけが加給の対象となった。	昭 39. 10. 1
昭和40年 政令第172号	普恩 ・普扶	1 日ソ開戦に伴う加算が新たに認められた。(20.8.9~ 20.9.2まで満州, 樺太, 北緯38度以北の朝鮮に在勤してい たものにつき1カ月につき3カ月)	昭 39. 10. 1
昭和40年 法律第82号	普普 恩扶	1 抑留加算が新たに認められた。(20.9.2以降引続き海外 にあったものの復員するまでの間1カ月につき1カ月)	昭 40. 10. 1
昭和41年 法律第121号	普恩	1 文官等の基礎在職年を計算する場合においても, 軍人の基 礎在職年に算入されている加算年を算入できる。	昭 42. 1. 1
	普普 恩扶	1 日本赤十字社の救護員で戦地事変地において戦地衛生勤務 に服した期間の通算が認められた。	昭 41. 10. 1
	傷病 恩給	1 増加恩給を受ける者に不具廃疾で生活資料を得るみちのな い成年の子があるときは, その者について扶養家族加給が認 められた。	昭 41. 10. 1
	公扶 助 務料	1 公務扶助料を受ける者に不具廃疾で生活資料を得るみちの ない成年の子があるときは, その者について扶養家族の加給 が認められた。	昭 41. 10. 1
昭和42年 法律第83号	普普 通扶 恩助 給料	1 昭20.8.15以後退職した准士官以上の旧軍人で, 旧軍人と しての在職年数が12年以上13年未満のものに対して, 下士官 としての最終の階級をもって在職したものとみなし, 恩給を 支給する。	昭 42. 10. 1
	傷恩 病給	1 第2項症以上の増加恩給受給者の特別加給(介護手当) 24,000円を36,000円に増額(職権改定)	昭 42. 10. 1
昭和43年 法律第48号	普恩 ・普扶	1 外国政府期間を通算する場合における普通恩給最短年限に 達するまでという制限を撤廃し, その在職期間すべてを通算 する。	昭 44. 1. 1
昭和44年 法律第91号	普普 恩扶	1 長期在職者の恩給年額についての特例の改正(職権改定)	昭 44. 10. 1
		2 未帰還公務員の退職時の制限の廃止	昭 44. 10. 1
	傷 病 恩 給	1 傷病恩給症状等差の是正 2 加算年を算入して普通恩給最短年限に達することとなる普 通恩給受給者が, 傷病年金を併給されている場合は, 实在職 年の年数が普通恩給最短年数である場合の年額に相当する額 とする。 1 扶養加給は一率4,800円であったものを妻は12,000円に, 妻以外の加給対象者については1人に限り7,200円に引上げ る。	昭 44. 10. 1 昭 44. 10. 1 昭 44. 10. 1

(3) 処理状況

ア 普通恩給

ここでの普通恩給とは、昭和21年勅令第68号により廃止された旧軍人恩給を受給していた者が、昭和28年法律第155号で復活されたことに伴い、いわゆる既裁定者として再び受給権を有するに至ったもので、その処理件数は8,860件でその大部分は終了した。

第3-11表 普通恩給年度別処理状況

年度別	普通恩給			年度別	普通恩給		
	陸軍	海軍	計		陸軍	海軍	計
昭和28年	2,430	760	3,190	昭和37年	40		40
29	1,776	281	2,057	38	26		26
30	727	46	773	39	2		2
31	293	20	313	40	20		20
32	272	16	288	41	7	3	10
33	761	10	771	42	1		1
34	712	4	716	43	1		1
35	416	11	427				
36	223	2	225	計	7,707	1,153	8,860

イ 一時恩給, 一時扶助料

一時恩給は、その大部分が加算恩給を受けることとなるため、ここ数年請求は皆無とってよい。

第3-12表 一時恩給, 一時扶助料年度別処理状況

年度	一時恩給			一時扶助料		
	陸軍	海軍	計	陸軍	海軍	計
昭和28年	227	103	330	2	7	9
29	1,129	441	1,570	14	6	20
30	195	69	264	6	7	13
31	111	7	118	2	2	4
32	43	1	44		1	1
33	22	6	28		1	1
34	21	2	23	2		2
35	20	2	22	2	2	4
36	22		22	1		1
37	2		2	2		2
38	5		5			
39	1		1	1		1
40				1		1
計	1,798	631	2,429	33	26	59

ウ 加算恩給

第3-13表 加算恩給, 加算扶助料年度別処理状況

年度	加算恩給			加算扶助料		
	陸軍	海軍	計	陸軍	海軍	計
昭和36年	4		4	29	6	35
37	1,257	111	1,368	114	29	143
38	2,506	402	2,908	96	19	115
39	3,357	582	3,939	53	16	69
40	1,606	248	1,854	75	9	84
41	1,000	65	1,065	21	4	25
42	476	59	535	26	6	32
43	601	38	639	31	5	36
44	831	43	874	68		68
計	11,638	1,548	13,186	513	94	607

エ 普通扶助料

第3-14表 普通扶助料年度別処理状況

年度	普通扶助料			年度	普通扶助料		
	陸軍	海軍	計		陸軍	海軍	計
昭和28年	351	155	506	昭和37年	16		16
29	332	51	383	38	10		10
30	57	12	69	39	3		3
31	30	3	33	40	7		7
32	23	1	24	41	25		25
33	25	2	27	42	1		1
34	14	2	16	43	1		1
35	74	3	77				
36	54		54	計	1,023	229	1,252

オ 傷病恩給

旧軍人軍属で戦傷病により傷病恩給、障害年金を受給している者が県下に2,294名あるが、これ等の者が過去において、初度請求を行なうにあたっては、証拠となる公的資料がなく、書類作成には幾多の困難があった。

終戦前に請求したもののほとんどは公的資料があり、その請求が容易であったが、終戦後昭和28年旧軍人恩給復活により請求したものにあっては、公的資料がなく請求書の整備は容易でなかった。

旧軍人恩給復活当時本県において、傷病恩給請求上の資料としては、兵籍、戦時名簿、現認・事実証明書が保管されてあったが、傷病恩給請求をしようとするものの大部については、兵籍、戦時名簿に受傷病の記載はなく、また現認・事実証明書はほとんどなかった。ことにソ連抑留中の受傷病者については、全くその記録はなく証拠となる資料を得ることはできない状態にあった。

これら戦傷病者が、それぞれの障害により傷病恩給を請求する場合、資料収集のため、旧陸海軍の病院に対し照会しても、当時の病院は空襲により資料が焼失、または戦後の混乱のため紛失などにより得られないため、復員当時受診した病院、当時の上官、同僚等に照会する等根気よく努力を重ね、

請求書進達後は証拠書類不備等のため幾度となく裁定庁から返却され、その都度整備し裁定を得るまでには4～5年の歳月を要するものが多く、なかには書類整備に疲れ権利を放棄するものも少なくなかった。

なお、傷病恩給請求者は今後においても、公務に基因する症状が増悪することにより請求するものが多くでてくるものと思われるが、これら戦争の犠牲となった戦傷病者に対しては、最善の指導を行ない処遇の途を開かなければならない。

第3-15表 傷病恩給年度別処理状況

年 度	陸 軍				海 軍				合 計
	初 度 請 求	爾 後 重 症 請 求	再 審 査 請 求	計	初 度 請 求	爾 後 重 症 請 求	再 審 査 請 求	計	
昭和13年度	24			24					24
14	139			139					139
15	197	1		198	15			15	213
16	537	2		539	6			6	545
17	464	4		468	14			14	482
18	437	3		440	4			4	444
19	379	6		385	31			31	416
20	517	3		520	16			16	536
21	396	8		404	12			12	416
22	237	8		245	93			93	338
23	118	2		120	45			45	165
24	23	6		29	1			1	30
25	19	10		29	80	3		83	112
26	68	11		79	58	6		64	143
27	71	27		98	12	6		18	116
28	74	42		116	15	5		20	136
29	138	478		616	46	38		84	700
30	103	416		519	43	43		86	605
31	80	188		268	15	15		30	298
32	84	109		193	7	17		24	217
33	68	125	173	366	15	6	38	59	425
34	123	126	222	471	12	8	33	53	524
35	65	90	53	208	16	4	12	32	240
36	66	66	43	175	10	3	14	27	202
37	77	49	84	210	12	4	8	24	234
38	45	40	205	290	3	1	45	49	339
39	40	41	314	395	3	2	26	31	426
40	90	75	83	248	21	9	6	36	284
41	72	50	49	171	10	4	6	20	191
42	57	31	61	149	4	6	4	14	163
43	29	24	171	224	3	2	34	39	263
44	53	32	124	209	8	1	22	31	240
計	4,890	2,073	1,582	8,545	630	183	248	1,061	9,606

カ 公務扶助料

年度別市町村別処理状況は別表資料第16のとおりである。

(4) 軍歴証明

軍歴証明は、従来個人が外国に旅行する際、旅券を受けるために必要なものとして発行されてきたところであるが、公共企業体職員等共済組合法（昭和31年法律第134号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）および、地方公務員共済組合法（昭和37年法律第152号）の施行により、従前の恩給法、地方公共団体の退職年金条令等の制度によって実施されてきた、公務員のいわゆる「恩給制度」は、これらの共済組合法の「長期給付の制度」によって実施されることになり、旧軍人軍属等の在職期間が公務員の在職期間に通算されて、退職年金等が計算されることとなった。このため、その手続き上軍歴証明書が必要となり、個人をはじめ国、県、市町村、公共企業体等の公共機関からの要求に応じて、証明書を発行している。

昭和44年度までの発行件数は16,009件で、その年度別事項別処理状況は次表のとおりである。

第3-16表 軍歴証明交付状況

			昭33～	昭和	昭和	昭和	昭和	昭和	昭和	計	
			37年度	38年度	39年度	40年度	41年度	42年度	43年度		44年度
公務員退職に伴う恩給(年金)退職金等請求のためのもの	官らの公庁請求	国 公 地 公 企 公	5							5	
	個人の請求	国 公 地 公 企 公	4							4	
国家公務員共済組合法等に基づく前歴整備のためのもの	官らの公庁請求	国 公 地 公 企 公	1	3						4	
	個人の請求	国 公 地 公 企 公	52	5						57	
一 般	海外渡航	海 外 渡 航	41	1		1				43	
	その他	海 外 渡 航 そ の 他	82	11	4	9	3	2		111	
一 般	官らの公庁請求	国 公 地 公 企 公	2,115	237	13	11	7	9	2	2,394	
	個人の請求	国 公 地 公 企 公	3,954	50	133	46	10	6	1	4,200	
一 般	官らの公庁請求	国 公 地 公 企 公	769	541	1,651	582	133	44	4	3,728	
	個人の請求	国 公 地 公 企 公	998	73		8	9	19	8	1,128	
一 般	官らの公庁請求	国 公 地 公 企 公	994	20	50	28	42	73	22	1,247	
	個人の請求	国 公 地 公 企 公	491	603	662	294	146	316	143	2,790	
一 般	海外渡航	海 外 渡 航	9		1		1			13	
	その他	海 外 渡 航 そ の 他	264	4				13	4	285	
計			9,779	1,548	2,514	979	351	482	184	172	16,009

3 未帰還者留守家族等援護法

(昭和28年法律第161号)

(1) 法律の趣旨

この法律は、未帰還者がおかれている特別の状態にかんがみ、国の責任においてその留守家族に手当を支給し、または未帰還者が帰還した場合において必要な援護を行なうものである。本法制定の趣旨は、従来未帰還者のうち、もとの陸海軍に属していた者でまだ復員していない者（以下未復員者）に対しては「未復員者給与法」が適用され、また、ソ連邦及び樺太、千島、北緯38度以北の朝鮮、関東州、満洲または中国本土（以下中共その他の地域）にある一般未帰還者であって、ソ連邦の地域内